

# 北九州 11/1 2011 平成23年 No.1157 市政だより



各種申請手続き、市政について  
北九州市コールセンター  
☎671-8181 ハイハイ 年中無休  
8時～21時

夜間・休日の病気やけがについて  
テレフォンセンター  
☎522-9999

家庭の粗大ごみの収集申し込みについて  
粗大ごみ受付センター  
☎592-5300  
<http://www.sodai-kitakyushu.net/>  
ホームページからも申し込み可

道路の破損、公園の不備などについて  
生活環境パトロールセンター  
☎0120-790810  
月～金曜日(祝日は除く)の8時30分～17時

編集・発行 北九州市広報室広報課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 ☎(093) 582-2236 FAX(093) 582-2243

北九州市ホームページ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 特集           | 好きっちゃ!北九州……………3 |
| 地域包括支援センター…1 | 情報ステーション…4～11   |
| トピックス……………2  | ※最終ページは若松区の情報です |

【人口】(平成23年10月1日現在)  
97万4729人  
世帯数 42万4091世帯  
※この数値は国勢調査の速報値に基づき  
人口・世帯数を推計したものです。

また、地域について詳しい民生委員、医師、介護サービス事業者なども連携しながら、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心できる暮らしを支援しています。

地域包括支援センターは、介護予防や介護保険に関することや、金銭や財産の管理に関する相談、権利擁護など、高齢者の相談に対応する総合相談窓口です。センターには年間23万件もの相談があります。相談者の生活・健康状況、人間関係などを的確に判断することが大切なため「出前主義」を重視し、訪問して話を聞きます。その上で、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーといった専門職が、チームで解決策を検討します。解決が難しい場合には、各区統括支援センターとも相談し、より良い方法を考えます。

住み慣れた地域で安心して暮らしてもらうために

高齢者の支援のため、本市では平成18年度から24カ所に地域包括支援センターを設け、保健・福祉・医療などに関する幅広い相談に応じています。今回は、八幡東区にある「地域包括支援センター 八幡東」を取材し、その活動について話を聞きました。

特集  
地域包括支援センター  
高齢者の悩み・不安など  
お気軽にご相談ください

私たちに  
おまかせ  
ください

保健師 山口さん  
主に相談者の健康や医療に関する  
ことを担当。医療機関の紹介のほか、  
家族の健康や介護予防も視野に入れ  
て支援します。地域全体の高齢者の  
健康も考えています。

社会福祉士 古賀さん  
主に相談者の経済面について担  
当。相談者の中には虐待や経済的搾  
取に遭い、生活に支障をきたしてい  
る場合もあるため、まずはその状況  
を確認します。

主任ケアマネジャー 鹿田さん  
介護予防サービスや介護保険が使  
えるかの判断など、主に介護保険制度に  
ついて担当。制度の利用が可能な場合  
は、介護予防サービス計画の作成や民  
間介護事業者への連絡を行います。

専門スタッフが  
チームとなって  
問題解決をサポートします

▶元気を応援します  
(介護予防ケアマネジメント)

- 最近、体が弱ってきたので不安
- 一人暮らしの母が家に閉じこもりがちで不安
- できるだけ介護を受けなくて、今の生活を維持したい
- 要支援1・2と認定されたので、介護予防サービスを利用したい

▶暮らしやすさを支援します  
(包括的・継続的ケアマネジメント)

- 介護保険以外のサービスを利用したい
- 身体の機能に不安があり、地域の力を借りたい
- 高齢者支援のために力になりたい

こんな時はお気軽にご相談ください。

▶心配、悩みを解決します  
(総合相談)

- 引っ越してきて地域のことが分からない
- 近所の高齢者のことが心配
- 心配、悩みをどこに相談してよいか分からない

▶安全・安心を守ります  
(権利擁護)

- お金や財産の管理に自信がない
- 虐待にあっている高齢者がいる
- 介護に疲れ、つらくあたってしまふ

●お近くの地域包括支援センターの所在地などの問い合わせは各区統括支援センターへ

|                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| ◆門司区(門司区役所内) ☎331・1881(代表)   | ◆八幡東区(八幡東区役所内) ☎671・0801(代表) |
| ◆小倉北区(小倉北区役所内) ☎582・3311(代表) | ◆八幡西区(八幡西区役所内) ☎642・1441(代表) |
| ◆小倉南区(小倉南区役所内) ☎951・4111(代表) | ◆戸畑区(戸畑区役所内) ☎871・1501(代表)   |
| ◆若松区(若松区役所内) ☎761・5321(代表)   |                              |

◆これまでにあった相談事例から  
八幡東区・男性(80歳)の場合

ある日、他県に住む家族から、「ひとりで暮らす兄が最近家を自分で片付けられなくなってきたようだ。私が片付けると言ってもダメだと言って聞かない。どうしたら良いか」という相談が地域包括支援センターに寄せられました。

電話を受けた社会福祉士が主任ケアマネジャーとその男性の家を訪問すると、家中にゴミや物があふれていました。認知症状の疑いがあることが分かり、後日、保健師がもの忘れ外来につなぎました。診断の結果、一人で生活できる状態にないことが判明。そこで、ケアマネジャーが介護保険を使えるように申請しました。

クレジットカードで多くのものを購入しており、社会福祉士が、成年後見の申し立てを他県に住む家族に助言しました。さまざまな機関が連携し、本人は支援を受けながら安心して暮らしていただけるようになりました。